

自己評価報告書

平成23年5月13日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2008～2011

課題番号：20330011

研究課題名（和文） 労働法・社会保障法理論における「家族」と生活利益の再検討

研究課題名（英文） Family and Life of Worker in Theory of Labor- and Social Security Law

研究代表者 村中 孝史 (MURANAKA TAKASHI)

京都大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：80210053

研究分野：労働法学

科研費の分科・細目：社会法学

キーワード：労働法 社会保障法 家族 オーストラリア 扶養 高齢化 生活

1. 研究計画の概要

本研究は、労働者保護法や労働契約法上の諸問題、並びに、それらとの関連で社会保障法上の諸問題を検討する際に、労働者（社会保障法の場合は「国民」）の生活上の利益をどのように評価し、それを法理論にいかに取り入れるべきか、という問題を検討するものである。

労働法や社会保障法においては、労働者（国民）の生活の保障ということが重要な法目的の一つであることから、立法論や解釈論を検討するにあっても、又、具体的な紛争解決にあっても、労働者（国民）の生活上の利益を適切に法的議論に反映することが必要となる。その際、労働者（国民）の生活は、多くの場合、「家族」という単位で営まれているため、生活上の利益を評価するには、「家族」にまで踏み込んだ評価が必要となる。しかしながら、近年、「家族」のスタイルや機能は大きく変容するとともに多様化しており、ステレオタイプな家族像を前提とした議論は難しくなっている。そこで、本研究においては、「家族」の変容の実相を解明した上で、「家族」の変容とともに変化する労働者（国民）の生活上の利益を、労働法及び社会保障法においてどのように評価し、又、法理論の中に取り入れるべきか、という問題を検討する。

具体的な計画としては、①法制度及び法理論における「家族」及び労働者（国民）の生活利益の位置づけに関する知見の獲得、②現代家族に関する実証的な知見の獲得、③状況変化に基づき法理論に生じている問題の発見、④法理論に生じている問題に対する解決策の検討、を、それぞれ段階を踏んで進める。もっとも、①と②は相互に関連し合う問題で

あるから、それぞれで得た知見を相互に参照する形で研究を進める。また、①及び②で得られた知見を基礎に③の作業を行うが、③の作業の結果、現状認識の再検討を行う必要が生じる可能性があるため、その場合には、再び①及び②の作業を補充的に行う。

また、研究の手法としては、①既存の調査報告等を含む資料・文献に基づく分析、②インタビューなどによる現状認識、③申請者、連携研究者、海外共同研究者相互間における討論を中心とする比較法研究を中心とする。その際、③を重視し、ヨーロッパ及び日本における現状分析と理論のあり方を比較対照することにより、それぞれにおける問題点の解明と解決方法の模索を図る。

2. 研究の進捗状況

初年度には現代の「家族」の変化や、その問題状況を確認する作業を行った。統計的に世帯人数の減少は顕著であり、また、離婚件数の増加や単身世帯の増加など、戦後の変化を確認した。また、労災保険や社会保険の諸制度は世帯を単位とする考え方に立脚してきたが、そのような諸制度の問題点について概観した。平成21年度からは、これらの状況変化に対してどのような対応がとられてきたのかを検討した。基本的には時系列的に制度の変化を追い、制度変更の基本的な背景を探った。平成22年度にも、引き続き、その作業を行ったが、その際には、立法だけでなく、判例においてどのような変化が見られるのかという問題についても配転事案などに関して若干の検討を行った。

上記の研究は、研究代表者、分担者、連携研究者が、それぞれ分担して検討を行った上

で研究会を行う形で進めた。また、これらの成果を基礎に、ウィーン大学法学部のマーツァール教授と共同してセミナーを開催した。セミナーにおいては、本研究の代表者、分担者、連携研究者が発表を行うとともに、ウィーン大学法学部の教員をはじめとするオーストリアの研究者がヨーロッパの状況を報告し、それらに基づいて比較法的見地から双方の問題点を議論した。セミナーは平成20年と22年にはウィーン大学において、また、21年には京都大学において開催した。シンポジウムの成果の一部は、中間的なまとめとして、すでに冊子としている。

3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している。

<理由>

1. 研究計画の概要において述べた計画に従い、①法制度や法理論における「家族」や労働者（国民）の生活利益の位置づけに関する研究はおおむね完了し、また、②現代家族に関する実証的研究に関しても、研究会において知見を共有するなどの方法で検討を完了している。また、③の状況変化に基づき法理論に生じている問題に関しても、とりわけ社会保障関連を中心に検討を行っており、おおむね、研究計画どおりの進捗状況にある。

4. 今後の研究の推進方策

今後は、家族や労働者の生活利益の状況変化によって法理論に生じている問題にどのように対応するかを中心に検討する。

研究期間は、平成23年度の1年間限りであるが、9月にはウィーン大学のマーツァール教授と共同でシンポジウムを開催し、その成果を報告するとともに、比較法的見地から議論を行いたいと考えている。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計14件)

1 西村健一郎「企業年金の廃止および受給者減額に関する判例法理」週刊社会保障 65巻 2622号 40-45頁 (2011) 査読無

2 Ikuko Mizushima, „Der Schutz des erkrankten Arbeitnehmers in Oesterreich - ein Vergleich mit der japanischen Rechtslage“ Osaka University Law Review, Vol.58, pp.27-45.(2011) 査読無

3 村中孝史「労働法の役割と今日的課題—労働紛争処理の観点から」月報司法書士 462号 2-11頁 (2010年) 査読無

4 皆川宏之「介護労働者の雇用と能力開発をめぐる課題」季刊労働法 228号 27-36頁

(2010) 査読無

5 高島淳子「書評 倉田賀世著『子育て支援の理念と方法』」海外社会保障研究 168号 73-77頁 (2009) 査読無

6 岩永昌晃「イギリスにおける労働市場の柔軟性と非典型雇用の法規制」法律時報 81巻 12号 39-43頁 (2009) 査読無

[図書] (計3件)

1 西村健一郎『社会保障法入門 補訂版』(有斐閣) 318頁 (2010)

2 西村健一郎、品田充儀『よくわかる社会福祉と法』(ミネルヴァ書房) 195頁 (2009)

3 Wolfgang Mazal / Takashi Muranaka (Hrsg.), Österreich-Japan, Gesellschaft und Recht im Wandel. (Neuer Wissenschaftlicher Verlag GmbH Nfg KG) 185s.(2009).